番号:140105

国 名:モザンビーク 担当部署:アフリカ部

件 名:道路事業実施監理【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:道路事業実施監理

(2)格付:3号

(3)業務の種類:有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2014年5月上旬から2015年2月上旬まで

(2)業務M/M:国内 0.70M/M、現地 5.77M/M、合計 6.47M/M

(3)業務日数:準備期間 第一次派遣期間 国内作業期間 第二次派遣期間 整理期間

5 83 2 90 7

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提 案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

- 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所
- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:4月16日(12時まで)
- (4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易 プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点等:

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2)業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

______(計100点)

類似業務	円借款事業実施監理に係る各種業務
対象国/類似地域	モザンビーク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:本業務が対象としている案件に参加している企業および応募予定の企業
- (2)必要予防接種:無

6. 業務の背景

モザンビークにおいて我が国は「モンテプエス - リシンガ間道路事業」(2007年3月LA調印)、「ナンプラ - クアンバ間道路改善事業」(2010年3月LA調印)、「マンディンバ - リシンガ道路改善事業」(2013年11月LA調印)の3件の道路整備円借款事業を実施中であり、また今後も継続的に有償資金協力業務を形成していく方針である。特に我が国が重点的な協力を行っているモザンビーク北部のナカラ回廊の開発を進めるにあたって、有償資金協力による道路整備は、住民の生計向上のみならず、農業開発、鉱物資源開発にも大きく貢献するものである。しかしながら、実施機関である道路公社(ANE)は、いまだ円借款事業実施監理能力・体制が十分とは言えず、実施中の案件に関しても手続きの遅延や瑕疵が発生している。このような現状を踏まえ、ANEに本専門家を配置し、同機関の円借款事業実施監理能力強化を図るとともに、関連機関を含めたボトルネックの分析を行い、改善策の提案を行うことにより、向上を図ることとする。またあわせて、新規案件形成能力の向上を行うこととする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ANEをメインのカウンターパート(C/P)とし、その他円借款貸付実行関連機関(財務省、モザンビーク中央銀行、アフリカ開発銀行、実施中案件のコンサルタント、施工業者)とも調整しながら、実施中事業の調達・実施監理促進支援を行う。また、道路セクターの新規案件形成のための情報収集を行うとともに、円借款業務に関する専門的見地からモザンビーク国政府の人材育成を通じ、円借款の調達・実施監理強化を支援する。案件実施にあたっては、本邦においては当機構アフリカ部、現地においてはJICAモザンビーク事務所と緊密な連絡調整を行う。

- (1) 国内準備期間(2014年5月上旬~5月中旬)
 - ア これまでモザンビークにおいてJICAが行ってきた円借款事業に関して、各種報告書 並びに地域部・課題部・審査部担当等の関係者からの情報収集を通じて、協力概要を把 握する。
- イ 各種報告書等を通じアフリカ開発銀行、韓国輸出入銀行等との協調融資スキームを 把握する。
- ウ ワークプラン案(和文·英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。
- (2) 第一次現地派遣期間(2014年5月中旬~7月下旬)
 - ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
 - イ 現地活動に必要な他ドナーも含む関係機関及び円借款事業に関する基礎情報を収集 する。
 - ウ 実施中案件の貸付実行プロセスを中心とした業務手続きをレビューし、課題の抽出、分析を行う。
 - エ イ、ウを踏まえ、C/Pに対して、円借款事業手続き理解促進のための指導及び実施促 進を行う。
 - (7) 新規案件の調達支援
 - (イ) 新規案件及び実施中案件の契約管理に関する助言・指導
 - (ウ) 貸付実行書類作成に関する助言・指導
 - (エ) 貸付実行関連業務改善のための提言及び助言・指導
 - (オ) 貸付実行書類を確認する際のポイントをまとめたチェックリストの完成
 - (カ) 貸付実行関連能力強化ワークショップの開催(開催回数:1回(2日)、対象人数:15名)
 - (キ) 現地調査(想定される地域:ナンプラ州、ニアッサ州) を踏まえた、事業実施監理に係る助言・指導
 - オ その他円借款貸付実行関連機関との密な連携・調整を通じ、関係機関との信頼関係及 び円借款事業実施体制の構築を図る。
 - カ 道路セクターの新規案件形成のための情報収集を行う。
 - キ 道路整備に関する政策文書に対するコメントは、JICAモザンビーク事務所と調整の上作成する。 提出に際してはモザンビーク関係機関に対して同内容及びその背景を説明し、それを踏まえた政

策決定と実施方策が行われるよう情報共有とともに必要な対応を図る。

- ク 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、 C/P機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。
- (3) 国内作業期間(2014年7月下旬~8月上旬)
 - ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
 - イ 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文·英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。
- (4) 第二次現地派遣期間(2014年9月下旬~12月中旬)
 - ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
 - イ C/Pによる円借款関連業務の改善状況をレビューする。
 - ウ イを踏まえ、C/Pに対して、円借款事業手続き理解促進のための指導及び実施促進を行う。
 - (7) 円借款業務改善の進捗確認及び(必要に応じて)更なる改善案の提示
 - (イ) 実施中案件の契約管理に関する助言・指導
 - (ウ) 貸付実行書類作成に関する助言・指導
 - (エ) 貸付実行関連業務改善のための提言及び助言・指導
 - (オ) 貸付実行関連能力強化ワークショップの開催(開催回数:1回(2日)、対象人数:15名)
 - (カ) 現地調査(想定される地域:ナンプラ州、ニアッサ州) を踏まえた、事業実施監理に係る助言・指導
 - エ その他円借款貸付実行関連機関との密な連携・調整を通じ、関係機関との信頼関係及 び円借款事業実施監理体制の構築を図る。
 - オ 道路セクターの新規案件形成のための情報収集。
 - カ 道路整備に関する政策文書に対するコメントは、JICAモザンビーク事務所と調整の上 作成する。提出に際してはモザンビーク関係機関に対して同内容及びその背景を説明し、 それを踏まえた政策決定と実施方策が行われるよう情報共有とともに必要な対応を図る。
 - キ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、 C/P機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。
- (5) 帰国後整理期間(2015年1月下旬)
- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- イ 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICAアフリカ部に提出、今後の課題も含めた報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(和文2部・英文1部: JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所、C/P機関)、現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文3部:JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所、C/P機関) 記載項目は以下のとおり。
 - 1)業務の具体的内容
 - 2)業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文2部: JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所) 記載項目は以下のとおり。
 - 1)業務の具体的内容
 - 2)業務の達成状況
 - 3)業務実施上遭遇した課題とその対処
 - 4) プロジェクト実施上での残された課題
 - 5)その他
 - C/Pと協力して作成した投資促進情報ツールを参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、現地派遣期間中の業務従事月

報を作成し、JICAモザンビーク事務所に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。航空賃については、 香港/シンガポール・ヨハネスブルグ経由を標準とします。

- (2) 直接人件費単価
 - ・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html)

(3) 臨時会計役の委嘱(臨時会計役を委嘱する場合のみ)

以下に記載の一般業務費については、当機構モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時 会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・通訳・補助要員費:18.300円×1人×70日=1.281.000円
- ·消耗品購入費:2,000円×30式=66,000円
- 車両関係費: 14,100円×60日=846,000円
- •任国内旅費:30,000円×5回=150,000円
- ・セミナー開催費:5,000円×70=350,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間 (例:現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された 方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - 1) 現地業務日程

2014年度の現地派遣期間は2014年5月上旬~7月中旬、9月下旬~12月中旬を予定していますが、 ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本専門家1名のみをANEに派遣予定。(他の専門家の派遣予定はありません。)

3)便宜供与内容

当機構モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

①空港送迎

なし

②宿舎手配

なし

③車両借上げ

なし

④ 通訳傭上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

なし

⑥ 執務スペースの提供

ANE内の執務スペース提供(インターネット利用可)

(2) 参考資料

ア 「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/english.html

イ 「モンテプエス-リシンガ間道路事業」

http://www.jica.go.jp/press/archives/jbic/autocontents/japanese/news/2007/000049/

ウ 「ナンプラ-クアンバ間道路改善事業」

http://www.jica.go.jp/press/2009/20100311_02.html

エ 「マンディンバ - リシンガ道路改善事業」

http://www.jica.go.jp/press/2013/20131129_01.html

オ 「円借款システム」

http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php/module/search?anken_name=&area1=0&area2=0 &area3=0&country1=95&country2=0&country3=0§ion1=0§ion2=0§ion3=0&industry1=0&industry2=0&industry3=0&anken_kubun=0&chotatsu_kubun=0&from_year=&to_year=&submit=%8 C%9F%8D%F5

(3) その他

- 1)業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます(冒頭留意事項参照)。
- 2) 道路事業実施監理の業務経験があることが望ましい。

以上